

インテグリティ細則

第1条 目的

この細則は組織強化を目的に伊丹ラグビースクール内の正会員間、正会員－スクール生間、正会員－育成会会員及び伊丹ラグビースクールと外部組織のコンプライアンス事案撲滅及び伊丹ラグビースクールのインテグリティ向上のため、制定する。

第2条 適用範囲

この細則の範囲は正会員、スクール生及び育成会会員に適用する。

第3条 礼儀に関する条項

- (1) 正会員、スクール生、育成会会員の間、他団体との接触の機会には必ず、挨拶を忘れないようにすること。
- (2) 正会員、正会員以外の運営委員、育成会役員及び育成会会員はスクール生の模範となる行動、言葉使いに心掛けること。

第4条 伊丹スポーツセンターにおける保護者の見学場所

練習中のグラウンド内の荷物及び本部席前の雨よけのある場所に置いている本会正会員は荷物の整理整頓に努め、不審者が荷物に近づいた際、グラウンド内から不審者を発見し易いよう伊丹スポーツセンターにおける保護者の見学場所は以下の規定を遵守すること。

- (1) 伊丹スポーツセンターの場合、保護者は観客席から見学することを原則とする。
本部席前の雨よけのある場所、或いはグラウンドの内での見学は禁止とする。
- (2) ただし、以下の場合はその限りではない。
 - ① 本会事務局役員、育成会役員、及び正会員
 - ② 本会事務局役員、育成会役員、及び正会員に用件がある保護者
 - ③ スクール生OB及びOG並びにOBまたはOGの保護者若しくは、スクール関係者知人等の訪問者
 - ④ 本会役員または育成会役員が許可、或いは招待した者
 - ⑤ 木曜日の練習における中学部保護者役員
 - ⑥ 招待試合または、行事の観戦及び参加
 - ⑦ 雨天の際の見学
- (3) 正当な理由なくスポーツセンター本部席前の雨よけのある場所にいる保護者は本会正会員または、育成会役員がその場の退去を申し出し、退去しない場合には練習場所から退場を命じることがある。

第5条 正会員、事務局及び育成会会員の行動規範

- (1) スクール生への指導及び躰等では人格否定するような言動は行わないこと。
- (2) 指導や躰において暴力及び暴言は厳禁とする。
- (3) 正会員は各学年の試合での正選手若しくは、先発選手のみ指導するような偏向的な指導は行わないこと。
- (4) スクール生は平等に指導及び躰を行うこと。
また、正会員は極力、スクール生の力量にあった指導に心掛けること。
正会員はひとりひとりが第三者から見て偏向的な指導になっていないか注意を払い、育成会会員をはじめとする保護者から苦情のないよう努めること。
- (5) 正会員の品位及び尊重
 - ① 主任コーチ、学年代表コーチ及び学年担当コーチはお互いを尊重し、スクール生に対するラグビー指導を行うこと。
 - ② 正会員は担当学年の指導に注力し、担当学年以外の指導を行う際には当該学年代表コーチ或いは、主任コーチに許可を得て指導を行うこと。
 - ③ 戦法や技法は様々あるので、正しい方法であるが学年で指導している方法と真逆の戦法及び技法である可能性があるので、他学年の指導を行う場合には当該学年の指導方法を十分担当コーチと会話・確認して指導すること。
- (6) 正会員、事務局及び育成会会員は社会人としてのマナーをわきまえ、交流戦を含む試合において、レフリー、タッチジャッジ、セーフティアシスタント及び対戦相手チームに対し、敬意を払い、相手に聞こえるような大声で判定等に対する批判、暴言は禁止する。
- (7) 正会員及び育成会会員は交流戦を含む試合観戦の際、素晴らしいプレーがあれば、味方、敵味方に関わらず、拍手等により、プレーへの敬意表明することを推奨する。
- (8) 法令及び日本ラグビーフットボール協会制定『倫理及び処分規程』に違反した場合には処分の対象とする。

第6条 スクール生への指導

- (1) 伊丹ラグビースクールの練習及び試合においてスクール生への指導は正会員登録したものでなければならない。
- (2) 正会員は指導力量の向上に努め、スタートコーチ、スタートレフリー及びセーフティアシスタント資格の取得並びに当該資格を取得した者は更なる上級資格取得すること推奨する。
- (3) 育成会会員は練習中及び試合中、正会員の指導に対しての評価及びスクール生への指導的発言を慎むよう心掛けること。
- (4) 正会員は担当学年内の指導方針の意思疎通をしっかりと、スクール生に困惑が生じないように努めること。
- (5) 正会員は担当学年以外の指導に対しての批判は禁止し、他学年の指導に疑義がある場合には指導部統轄に正式に提案事項を申請し、指導部統轄は対象学年代表または主任に事実関係を確認のうえ、妥当性を判断したうえで、疑義の解消する対応に努めること。

第6条 インテグリティ委員会の苦情対応

- (1) 不適切行為の発見
 - ① インテグリティ委員会の委員は正会員が正しい指導を行っていることを確認する義務を負う。不適切行為を見つけた場合には対象人物に注意喚起すると共にインテグリティ推進担当へ報告を行うものとする。
 - ② 指示に従わない場合には不適切実行者に対して退場を命じることとし、インテグリティ推進担当へ報告を行うものとする。
 - ③ インテグリティ推進担当は報告を受けた内容を統轄責任者（正）及び（副）と共有し、処分の要否の確認を行い、しかるべき対策を行うものとする。
- (2) インテグリティ委員会に入った苦情等の情報は統括責任者（正）及び（副）へ速やかに報告すること。
- (3) 苦情については直ちに事実関係をインテグリティ委員会で調査し、『インテグリティ細則』に違反にしているか、或いは、疑わしい行為がないか委員会内で判断する。
- (4) 規則への違反とまで言えない場合には統轄責任者（正）または統轄責任者（副）から苦情の対象となる正会員または、育成会会員に注意喚起する。その後も同じことを繰り返した場合には処分の対象とする。
- (5) 規則や運用に課題がある場合には『インテグリティ細則』を見直すこととする。

第7条 処分

正会員は規約に違反したとき、以下に定める処分を課することができる。

処分の決定はコーチ会議にて決議する。

- (1) 戒告：口頭による注意を行い戒める。
- (2) けん責：文書による注意を行い戒める。
- (3) 有期の正会員資格消失：2週間以上260週間以下、正会員の資格を停止する。
- (4) 無期の正会員資格停止：期間を定めず資格を停止する。
- (5) 正会員資格剥奪：永久に正会員の資格を剥奪する。

適用

- (1) この細則は 2025 年 8 月 1 日に施行する。